

< 報道発表資料 >

令和7年7月10日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり クリエイター受入れのための個別法律相談会の開催

京都市では、世界のクリエイターと若者・地域との知的交流を促すことを目指し、「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり」（通称「*** in Residence Kyoto」（アスタリスク・イン・レジデンス））に取り組んでいます。

この度、海外クリエイターの受入れやレジデンス運営、遊休施設の活用などに関する法的な疑問や不安を弁護士に相談できる個別相談会（事前申込制）を開催します。制度や法律、契約などのお悩みにお答えしますので、クリエイター受入れの準備としてぜひ御活用ください。

【概要】

- 日程 ①～④の各月開催日程のうち（1）～（3）の枠で各回定員1名（1グループ）
（1）16：00～16：30、（2）16：45～17：15、（3）17：30～18：00
※各枠30分・申込制（先着順）

< 開催日程 >

- ① 7月開催分：7月29日（火）16：00～18：00
- ② 8月開催分：8月27日（水）16：00～18：00
- ③ 9月開催分：9月29日（月）16：00～18：00
- ④ 10月開催分：10月28日（火）16：00～18：00

- 場所 京都市役所本庁舎または分庁舎内
（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）[地図](#)
※お申込後、対象者に直接当日の会場を御案内します。

- 対象者
 - ・ アーティスト・イン・レジデンスなど、海外からのクリエイター招致を検討している方
 - ・ 海外クリエイター受入れに関してお悩みの方
 - ・ 宿泊施設や賃貸物件の活用を検討中の方

- ・ 遊休施設の新たな利活用を考えている方 など

● 相談員：弁護士 厚地 悟（大阪弁護士会所属。厚地・田中法律事務所）

<プロフィール>

（経歴等）

平成 19 年 大阪市立大学（現大阪公立大学）卒業

平成 21 年 同志社大学法科大学院卒業

平成 22 年 司法試験合格

平成 23 年 大阪弁護士会登録 大阪市内の法律事務所にて勤務

令和元年 厚地・田中法律事務所開業、現在に至る

個人、個人事業主、法人の別や、業種を問わず、民事・商事事件を中心に、多様な案件を取り扱っている。行政、民間団体の委託を受けアーティスト等の法律相談を多数受けるなど、弁護士登録以来、アーティスト・クリエイターなど文化芸術に携わる個人、団体への法的サポートをライフワークとして取り組んでいる。

● 運営：京都市、*** in Residence Kyoto 事務局

● 申込時の諸注意

- ・ 法律相談の内容は、海外クリエイターの受入れやレジデンス運営、遊休施設の活用などに関する法的な疑問や不安を対象とします。
- ・ 相談回数に特段の制限はありませんが、同一の質問に関する相談は一回限りでお願いいたします。質問内容等によっては相談を制限若しくはお断りさせていただく場合がありますので、予め御了承ください。
- ・ 相談内容を参考事例として本事業のホームページに掲載させていただく場合がありますので、御了承ください。
- ・ お寄せいただいた個人情報および相談内容は、*** in Residence Kyoto 事務局で管理し、今後の事業の充実およびその目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報等が特定される形での公開は行わず、個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、他への流用は行いません。

● 申込方法 以下の事業ホームページにある法律相談会の専用ページからお申込みください。

（先着順）

[個別法律相談会専用ページ](#) 外部リンク

● 申込期限 各月開催日程ごとに以下の日程までにお申込みください。

- ① 7月開催分：7月24日（木）まで

- ② 8月開催分：8月22日（金）まで
- ③ 9月開催分：9月24日（水）まで
- ④ 10月開催分：10月23日（木）まで

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：渡邊、山本）

電話：075-222-3119

<参考>

- 「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり※」事業について
※通称「*** in Residence Kyoto」事業

海外からクリエイティブな人材を京都に呼び込み、地域とつなげることによって、知的交流を促す仕組みをつくるためのモデル事業を実施。

取組は、[リンク先のHP](#) [外部リンク](#)でも情報発信しておりますので、御参照ください。